

総 税 都 第 11 号
平成 26 年 3 月 28 日

各道府県総務部長

殿

東京都主税局長

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

アメリカ合衆国軍隊等が特約業者又は元売業者以外の者から引取りを行う
一定の軽油に係る軽油引取税の取扱いについて

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和 27 年法律第 119 号。以下「特例法」という。)第 3 条の規定により、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供する軽油の引取り(地方税法第 144 条の 2 第 5 項に規定する炭化水素油の消費を含む。)については合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関に対し、契約者が合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約に基づいて行う合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機関等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ。)のみの事業をするために消費する軽油の引取り(地方税法第 144 条の 2 第 5 項に規定する炭化水素油の消費を含む。)については契約者に対し、軽油引取税を課してはならないものとされています。この免税の手続きについては「アメリカ合衆国軍隊等が行う免税軽油の引取りの手續に関する総理府令」(昭和 31 年総理府令第 47 号)に定められており、合衆国軍隊若しくは合衆国軍隊の公認調達機関又は契約者(以下「合衆国軍隊等」という。)が特約業者又は元売業者(以下「特約業者等」という。)から軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする場合においては、特約業者等は、道府県知事から免税軽油引渡しの承認書の交付を受けるとともに、その承認に係る軽油が特例法第 3 条に規定する上記用途に供された場合においては、合衆国軍隊の権限ある官憲から発給された当該用途に供された旨の証明書(以下「使用証明書」という。)を当該承認書の交付をした道府県知事に提出することとされているところです。また、特例法等の施行に伴う留意点を示した「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律等の実施について」(昭和 27 年 4 月 28 日付け地財委税第 586 号、各都道府県知事あて地方財政委員会事務局長通達。以下「通達」という。)においては、上記府令に定められた免税手續の具体的内容を示す一方で、合衆国軍隊等の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営のみの事業を行う契約(以下「事業契約」という。)を締結した者で契約者以外の者(以下「日本人等契約者」という。)が特約業者等から引取りを行い、

当該事業契約を履行するために消費した軽油で、合衆国軍隊の権限ある官憲により、最終的には合衆国軍隊の用に供したものであることが証明されたものについては、合衆国軍隊が特約業者等から合衆国軍隊の用に供する軽油の引取りを行うものとみなして、軽油引取税の免税の取扱いをすることとする手続が定められています。

これらの特例法に基づく地方税の免税措置は、「日本国の租税で合衆国軍隊の歳出内資金によって最終的に支払われるべきものは原則として課税されない（通達の記の第一の二の(イ)）」との基準によって採られたものであることから、合衆国軍隊等又は日本人等契約者が特約業者等以外の者（以下「石油製品販売業者等」という。）から引取りを行う場合であっても、特例法第3条に規定する上記用途に供された軽油又は事業契約を履行するために消費した軽油で、合衆国軍隊の権限ある官憲により、最終的には合衆国軍隊の用に供したものであることが証明されたものについては、従来の取扱いと同様に、免税の取扱いとすることが適当であると解されますので、下記により適切に運用されるようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 合衆国軍隊等又は日本人等契約者が石油製品販売業者等から軽油の引取りを行った場合（2に掲げる場合を除く。）
 - (1) 合衆国軍隊等が石油製品販売業者等から軽油の引取りを行い、当該軽油が特例法第3条に規定する上記用途に供された場合においては、当該石油製品販売業者等は、合衆国軍隊の権限ある官憲から、使用証明書の交付を受けること。

また、日本人等契約者が石油製品販売業者等から軽油の引取りを行い、事業契約を履行するために当該軽油を消費した場合においては、当該日本人等契約者は、事業契約の期間が終了したとき又は毎月末に、合衆国軍隊の権限ある官憲から、その消費の実績を証明する書面（以下「消費証明書」という。）の交付を受け、当該消費証明書に記載した軽油の消費量についての明細書を添付して、当該消費証明書を当該軽油の引渡しを行った石油製品販売業者等に提出すること。
 - (2) (1)により使用証明書の交付や消費証明書及び明細書の提出を受けた石油製品販売業者等は、当該交付又は提出を受けた書面を当該書面に係る軽油の引渡しを行った特約業者等に提出すること。ただし、石油製品販売業者等が当該軽油に係る特別徴収義務者である特約業者等以外の者から引取りを行った場合にあつては、当該軽油の引渡しを行った者を経由して当該軽油に係る特別徴収義務者である特約業者等に提出すること。
 - (3) (2)により書面の提出を受けた特約業者等は、まだ当該軽油の引取りの行われた日の属する月に係る納入申告書（以下「納入申告書」という。）を提出していない場合にあつては、当該軽油の引渡数量を、納入申告書の様式のうち、「合衆国軍隊等への軽油の納入数量(カ)」欄に含めて記載するものとし、既に納入申告書を提出している場合にあつては、納入申告

書に記載した事項の訂正を行うものとする。この場合において、道府県知事は、当該特約業者等が軽油引取税額を納入していないときは、その納入を免除し、軽油引取税額の全部又は一部を納入しているときは、当該軽油の引取りに係る軽油引取税に相当する額のみを当該特約業者等にその申請に基づき返還すること。

- (4) 使用証明書の様式は、通達第1号様式(イ)又は(ロ)を適宜補正したものとする。また、消費証明書の様式は、通達第4号様式を適宜補正したものとする。

2 合衆国軍隊等又は日本人等契約者が石油製品販売業者等の輸入した軽油の引取りを行った場合

- (1) 軽油を輸入する石油製品販売業者等(以下「輸入石油製品販売業者等」という。)は、地方税法第144条の18第1項第7号の規定により、当該軽油の輸入のときまでに、当該輸入に係る軽油引取税を申告納付しなければならないこととされている。

- (2) このため、合衆国軍隊等が輸入石油製品販売業者等の輸入した軽油の引取りを行い、当該軽油が特例法第3条に規定する上記用途に供された場合においては、当該輸入石油製品販売業者等は、合衆国軍隊の権限ある官憲から、使用証明書の交付を受けること。

また、日本人等契約者が輸入石油製品販売業者等の輸入した軽油の引取りを行い、事業契約を履行するために当該軽油を消費した場合においては、当該日本人等契約者は、事業契約の期間が終了したとき又は毎月末に、合衆国軍隊の権限ある官憲から、消費証明書の交付を受け、当該消費証明書に記載した軽油の消費量についての明細書を添付して、当該消費証明書を当該軽油の引渡しを行った輸入石油製品販売業者等に提出すること。

なお、輸入石油製品販売業者等により輸入された軽油を、当該輸入石油製品販売業者等以外の者から引取りを行った場合にあつては、当該軽油の引渡しを行った者を經由して、当該輸入石油製品販売業者等に提出すること。

- (3) (2)により書面の提出を受けた輸入石油製品販売業者等は、当該軽油の輸入に係る納付申告書に記載した事項の訂正を行うものとする。この場合において、道府県知事は、当該書面により証明された軽油の輸入に係る軽油引取税に相当する額のみを当該輸入石油製品販売業者等にその申請に基づき返還すること。

- (4) 使用証明書の様式は、通達第1号様式(イ)又は(ロ)を適宜補正したものとする。また、消費証明書の様式は、通達第4号様式を適宜補正したものとする。